

「安全運転の実技指導」の公表

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等について一部改正（追加）されました。

初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添乗者の指導歴

※ 施行日 令和6年4月1日以降に報告するものから適用

「旅客自動車運送事業運輸規則47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」国土交通省告示第1089号により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表いたします。

●基本方針●

初任運転者の適性、運転経験をふまえて内容を決めていきます。
20時間の研修が終了した後も、2人乗務をしながら様子を見ます。

●実施ルート

羽田空港・成田空港の送迎ルートをはじめ、都内の主要観光地などルートと駐車場を確認。他、富士山、箱根方面など。

●車種区分

大型バスを中心に車両訓練行います。

●指導の具体内容

初任運転者が運転し、指導者が横乗りし指導いたします。

●添乗者の指導歴

座学、基礎的な運転操作の教育など運行管理資格を有したものが行います。
実技指導は、運転者のうち、事故件数が少なく、安全運転・経済運転の出来るもの。

株式会社ウイング観光
代表取締役 小園 純